

## 災害時における障害のある子どもとその家族の抱える困難・ニーズの検討 —聴覚障害に焦点を当てて—

特別支援教育・臨床心理学コース 特別支援教育専修  
五島 脩  
教育学研究科  
泉 真由子

### 1. はじめに

平成 28 年熊本地震から 1 年が経過した。発災時の障害のある子どもとその家族の避難の困難さやその後の避難所生活で十分な支援が受けられないことなど様々な問題が顕在化した。例えば、熊本県特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会の特別支援学校に通う幼児児童生徒のいる保護者を対象とした調査によると、平成 28 年熊本地震発災時、車中泊を選択した家庭は 657 家庭 (48.0%) と圧倒的に多いことが示された。また、聴覚障害児・者が避難所において、食糧支給のアナウンスが聞こえずもらうことができないなどの報道も多く見受けられた。

過去の災害と障害者に焦点を当てた時、2011 年の東日本大震災では、地震のみならず津波による被害も甚大であった。復興庁によると、2013 年 3 月 10 日時点での調査で判明している東日本大震災における被災での直接死による死者数は 15883 人、行方不明者 2656 人と報告されており、障害児・者については、NHK の取材調査 (2011) によると、総人口に対する死亡率が 1.03% であったのに対し、東日本大震災では、障害児・者の死亡率は 2.06% と 2 倍を超えるものであった (吉田, 2014)。このように、1995 年の阪神・淡路大震災、2011 年の東日本大震災など日本は多くの地震にみまわれ、その度に災害弱者と呼ばれる人々の動向に注目は集まった。しかし、災害時要援護者名簿や福祉避難所の設置といった社会的な動きはあるものの、災害時要援護者名簿の整備がまだ途中あるいは未着手の市町村が約 25% あること (消防庁, 2013) や福祉避難所の周知不足 (吉田, 2014) など、課題は依然として多く挙げられている。これらの課題に対し、吉田 (2014) は、福祉避難所そのものの一般的な認知度が低いという問題があることを指摘している。すなわち、福祉避難所や災害時要援護者名簿の必要性は認識されているものの認知度の低さなどから

それぞれが十分に活用されていない現状がある。また、実際に特別支援学校に通う幼児児童生徒がいる保護者に対して、福祉避難所や災害時要援護者名簿の周知の実態を調査している研究も見当たらない。

このような中、過去の震災の経験から、聴覚障害児・者が避難する時や避難所生活を送る上での課題が明らかにされつつあり、例えば、情報授受の困難 (川内, 2011) や補聴器のハウリング (雑音) が周りの迷惑となり避難所にいられない (全国社会福祉協議会障害者関係団体連絡協議会, 2014) などが挙げられている。しかし、聴覚障害児・者が避難するときや避難所生活を送る上での課題に関する研究や報告数は少なく、対応策を考えるためには具体的な困難についてさらに検討していく必要があると考えられる。

発災から日が浅いこともあり、平成 28 年熊本地震における障害児・者の困難やニーズについて十分に明らかにされていない点が多い。平成 28 年熊本地震における、障害児・者の困難やニーズを把握し、そこから得られた知見を今後の有意義な福祉避難所の活用を検討する際に生かしていく必要がある。そこで本研究では、平成 28 年度熊本地震を経験した聴覚障害のある子どもの保護者に対して質問紙調査を実施し、避難の実態や福祉避難所、災害時要援護者名簿の周知の実態を明らかにした上で、発災時の困難やニーズを検討することを目的とした。

### (1) 平成 28 年熊本地震の概要

平成 28 年 4 月 14 日 (木) 午後 9 時 26 分熊本県熊本地方を震央とする地震 (「前震」、震源の深さ 11km、マグニチュード 6.5、最大震度 7) から始まった「平成 28 年熊本地震」は、そのおよそ 28 時間後の 4 月 16 日 (土) 午前 1 時 25 分に発生した地震 (「本震」、同じく熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さ 12km、マグニチュード 7.3 (1995 年に発生した

阪神・淡路大震災と同規模の大地震)、最大震度7)を経て、観測史上初の同一地震で最大震度7を2度記録する大地震となった。気象庁においても「予測できない」と発表され、それに伴う4296回(平成29年4月12日現在)を超える有感となる地震により熊本県の広範囲に甚大な被害をもたらした地震による災害である。消防庁(平成29年4月13日現在)によると、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県内で死者228人、負傷者2753人の人的被害がでた。また、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県内で全壊8697棟、半壊34037棟、一部損壊155902棟の住宅被害が、11446棟の非住宅被害がでた。

## (2) 福祉避難所について

福祉避難所については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の第2条(避難所及び応急仮設住宅の供与)第1号(避難所)二において、「高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう」とされている。福祉避難所の対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになり、要配慮者は「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの」(災害対策基本法第8条第2項第15号)と定義されている(内閣府,2016)。

避難所の分類の仕方には、他に広域避難所や一時避難所など様々なものがあるが、本研究では、吉田(2014)の研究を参考に一般の避難所と一般の避難所での生活に何らかの配慮が必要な福祉避難所の2つに大別する。

福祉避難所設置の経緯としては、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、1997年に厚生省(当時)にて「災害救助マニュアル」が策定され、「福祉避難所」が制度化された。その後、新潟中越地震をきっかけに、2005年「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が策定された。2006年同ガイドライン改訂の中で、福祉避難所の設置と活用についての事項が盛り込まれ、2008年「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」においてその設置が行われるようになった。

## (3) 災害時要援護者名簿について

災害時要援護者名簿とは、災害時、避難等において何

らかの配慮が必要な高齢者や障害者などの避難支援や安否確認などに活用されるもので、災害対策基本法第49条の10から第49条の13において各市区町村に作成が義務づけられている。災害対策基本法内においては、「避難行動要支援者名簿」となっているが、地方自治体では「災害時要援護者名簿」という名称が多く使われている。

災害時要援護者名簿の作成の経緯としては、2005年「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で作成を求められたが、2011年の東日本大震災での被害の大きさをきっかけに、災害対策基本法が改正され、2014年各市区町村に作成が義務づけられるようになった。

## II. 研究の方法

### (1) 対象者

熊本県内の聴覚障害特別支援学校に在籍する幼児児童生徒をもつ保護者を対象とした。

### (2) 調査方法

学校を通して質問紙を配布し、再度学校を訪問し回収した。なお、依頼した聴覚障害特別支援学校数は1校である。

### (3) 調査内容

- ① プロフィール:子どもの学年、性別、障害の状況(併せ有する障害)(選択式)
- ② 発災時の状況:避難の有無、福祉避難所・災害時要援護者名簿を知っていたか、どこで存在を知ったのか(選択式と自由記述)
- ③ 災害時、幼児児童生徒の障害特性による困難やニーズ:物資の不足、避難所に行くまでの困難や不安、避難所で生活する上での困難や不安、震災後の幼児児童生徒の精神的・身体的な変化、被災時に障害がある人への支援体制について求めること(自由記述)

### (4) 分析方法

選択で回答された項目については、それぞれの選択肢への回答数を算出、単純集計により分析を行った。記述で回答された項目についてはKJ法に準じた内容分析を行った。本調査は、震災時の記憶を喚起してしまう可能性があるため、回答の困難な項目に関しては回答しなくてもよいとの条件の上実施したため、各質問項目ごとの総回答数にばらつきがあり均一ではない。

### (5) 倫理的手続き

本研究は、東京学芸大学倫理委員会の承認を得て実施

した。また、熊本県教育庁特別支援教育課による質問紙の内容の確認と精査を経ている。学校長にはあらかじめ電話にて研究の趣旨を説明し、その後書面にて同意を取得した。保護者には書面にて調査の説明を行い、調査票の提出をもって同意を取得した。質問紙への回答は匿名とした。

なお、調査期間は2016年11月である。

### III. 結果

質問紙配布数は77部、回収数は47部で回収率は61.0%であった。

#### (1) 回答者の家庭にいる幼児児童生徒のプロフィール

回答が得られた対象者の幼児児童生徒のプロフィールは以下の通りである。所属学部は、幼稚部10名、小学部13名、中学部13名、高等部9名、専攻科2名であった。また、性別は、男23名、女22名、無回答2名であった。障害の状態としては、聴覚障害のみの幼児児童生徒は40名、聴覚障害と他の障害を併せ有している幼児児童生徒が7名であった。

#### (2) 発災時の状況

発災時、避難した家庭は30家庭、避難していない家庭は14家庭、その他が3家庭であった。その他の回答としては、屋外に退避した、発災時子どもと一緒にいなかったという回答であった。避難した30家庭の避難先について表1に示す。

表1 避難状況について

	人数	(比率)
指定避難所	5	(16.6%)
指定外避難所	5	(16.6%)
福祉避難所	0	(0%)
親戚・友人の家	8	(26.6%)
その他	12	(40.0%)

本調査において、福祉避難所を利用した家庭はなかった。なお、その他の回答は車中泊と先生の家という回答が半数以上を占めた。

次に、福祉避難所の存在を知っていたかについての質問に対する回答を表2に示す。

表2 「福祉避難所」の存在を知っていたか

	人数	(比率)
知っていた	6	(12.7%)
知っていたが場所は把握できていなかった	6	(12.7%)
知らなかった	33	(70.2%)
無回答	2	(4.2%)

本調査において、福祉避難所の存在を知っていたのは6名(12.7%)のみで、7割以上の家庭は知らなかった。福祉避難所を知っていたと回答した6名にどのようにして福祉避難所の存在を知ったのか尋ねる質問では、学校からの連絡、地域や県からの連絡、インターネットなどにより自ら情報を得た、ニュースやテレビ報道で知った、保護者の仕事が福祉関係のため、情報センターからのインフォメーションがそれぞれ1名ずつという結果であった。

次に、災害時要援護者名簿の存在を知っていたかについての質問に対する回答を表3に示す。

表3 「災害時要援護者名簿」の存在を知っていたか

	人数	(比率)
登録していた	6	(12.7%)
知っていたが登録していなかった	7	(14.8%)
知らなかった	32	(68.0%)
無回答	2	(4.2%)

また、災害時要援護者名簿に登録していたと回答した6名の回答者に対して、登録していたことによる避難所の情報提供はあったのか尋ねる質問では、4名が情報提供はなかったと回答した。1名は、安否確認にはこられたが避難する必要はなかったとの回答であり、残りの1名は無回答であった。

#### (3) 震災時、幼児児童生徒の障害があることによる困難・ニーズ

震災時、幼児児童生徒の障害特性による困難やニーズについて自由記述で回答してもらい、KJ法に準じた内容分析を行った。5つの質問のうち、避難所に行くまでの幼児児童生徒の障害特性による困難や不安、避難所で生活する上での幼児児童生徒の障害特性による困難や不

表4 避難所に行くまでの幼児児童生徒の障害特性による困難や不安

＜視覚的な情報提示の不足＞（2）

- ・今回はまだ子供で親と一緒にだけ、独立していたら情報がほぼ入ってきていなくて、困ったと思う。周りの人の会話など全く耳に入らないので目から得られる情報がなく厳しかったのでは。
- ・耳からの情報が入らないため、目で見てわかる情報をもっとあると安心です。

＜情報把握の困難＞（4）

- ・どこに行けば良いのか情報保障の事。
- ・もし我が子が大人になり、1人だった時、音による情報が入らないためネットや人から聞くしかない。そうなった場合、本当に的確に早く伝わるのか不安。
- ・消防や町内放送が聞こえない時。状況把握ができない時。
- ・情報が伝わってこないか不安。

＜誘導の仕方の問題＞（2）

- ・まず何が起きているのかわからない。サイレンがどこからきているのかわからない。誘導されても暗闇で、声で言われてもさっぱり。音声案内が主で、情報が遅れまくる。
- ・音声のみでの誘導の場合わからない。

＜その他＞（4）

- ・補聴器をつけていても周りがうるさく、声が届かない。暗くて手話が見にくく伝えにくい（夜）
- ・落ち着かないこと。
- ・ケータイで連絡を取るのが難しく落ち合うのに時間がかかった。
- ・コミュニケーション手段。

安、被災時に障害のある人への支援体制について求めることについての結果を表4～表6にまとめた。なお、＜ ＞内は分類されたカテゴリー名、（ ）内は下位項目数、その下に代表的な下位項目を示した。まず、1つ目の質問「震災後、子ども（障害のある幼児児童生徒）が日常生活を送っていく上で不足した物資」について内容分析を行ったところ、水や食べ物といった＜食料・飲料＞、人工内耳を充電するための電源や補聴器用電池といった＜充電機器・電源＞、ウェットティッシュなどの＜日用品＞、懐中電灯や補聴器専用の乾燥剤などの＜その他＞と4つのカテゴリーに分けられた。

次に、2つ目の質問「避難所に行くまでの幼児児童生徒の障害特性による困難や不安」について内容分析を行った結果を表4に示した。内容分析の結果、＜視覚的な情報提示の不足＞、＜情報把握の困難＞、＜誘導の仕方の問題＞、＜その他＞の4つのカテゴリーに分けられた。

次に、3つ目の質問「避難所で生活する上での幼児児童生徒の障害特性による困難や不安」について内容分析を行った結果を表5に示した。内容分析の

結果、＜周囲とのコミュニケーションが成立するかの不安＞、＜情報把握の困難＞、＜発達障害による症状の悪化＞、＜その他＞の4つのカテゴリーに分けられた。

次に、4つ目の質問「震災後の障害のある幼児児童生徒の精神的・身体的変化」について内容分析を行ったところ、＜不眠＞、＜いらつき＞、＜暴力・暴言＞、＜1人であることが困難＞、＜パニックを起こす＞、＜不安感＞、＜恐怖感＞、＜その他＞の8つのカテゴリーに分けられた。

最後に、5つ目の質問「被災時に障害のある人への支援体制について求めること」について内容分析を行った結果を表6に示した。内容分析の結果、＜情報の発信方法の工夫＞、＜日頃からの障害理解・情報提供＞、＜自力での移動が困難な者への支援＞、＜その他＞の4つのカテゴリーに分けられた。

IV. 考察

質問紙調査より、平成28年熊本地震における障害のある幼児児童生徒をもつ家庭の避難の実態や福祉避難所、

表5 避難所で生活する上での幼児児童生徒の障害特性による困難や不安

<p>&lt;周囲とのコミュニケーションが成立するかの不安&gt; (9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報が伝わるかどうか、コミュニケーションがとれるか。</li> <li>• 聞こえないので周りとのコミュニケーションがとれるかは不安。</li> <li>• 手話の理解がしてもらえるか。</li> <li>• 周りとのコミュニケーション、筆談などのやり取り。</li> </ul>
<p>&lt;情報把握の困難&gt; (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 音声のみの連絡事項とかがわからない。</li> <li>• (そのつど変化する) 情報の文字提示がされるか。手話通訳者の不足。見た目だけで聴覚障害とわからない。</li> </ul>
<p>&lt;発達障害による症状の悪化&gt; (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ADHD → 大声、落ち着きのなさ、暴力などが普段以上になるのではと心配。</li> <li>• 健聴者・発達障害に理解がないことで子どもがパニックを起こす。パニックを起こすことでまた注意されるのではないかの不安。</li> </ul>
<p>&lt;その他&gt; (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症が不安でした。</li> <li>• 道が混んでいたため、家からなにか持ってきたくても、行き来できなかった。また、ガソリンが給油できるかわからず不安だった。小さい子どもたちが退屈していた。体を動かす場所が必要だった。</li> <li>• 周りの人に気を使い休まらなかった。</li> <li>• 近くの避難所では、子どもの特性を知っている人がわりあいおられるが、それ故のトラブル(敬遠)があったりしてストレスをためやすくなってしまった(発達障害に対して)。一緒に障害をお持ちの方がいて理解してもらえた事もあった(聴覚障害について)。</li> </ul>

災害時要援護者名簿の周知の実態、幼児児童生徒の障害特性による困難やニーズが示された。

本調査における福祉避難所の周知の実態としては、吉田(2014)などの先行研究を支持する結果となったが、詳細な実態把握を行っている研究は見当たらず、本調査における福祉避難所の存在自体を把握していない家庭が7割で、存在は知っていたが場所までは把握できていなかったという回答を合わせると8割にもなるという結果は、東日本大震災から5年、福祉避難所が制度化されてからおよそ20年経ている現在において、深刻な結果であると考えられる。さらに、福祉避難所を知っていたと回答した人の情報源も一貫したものはなく、本当にニーズのある方にそうした情報が行き届いていないという実態から、周知の方法についてもさらなる検討が必要であると考えられる。

次に、災害時要援護者名簿に登録していた4名の家庭には何の情報もなかったが、避難する必要のない地域の家庭には安否確認がなされていた。このこ

とより、実際に深刻な被害のあった地域ほど、災害時要援護者名簿を管理している行政が麻痺してしまったことで、災害時要援護者名簿が機能しなかったことが1つの要因であったと推察される。今後、災害時要援護者名簿の管理体制についても検討される必要がある。

自由記述回答からは、発災後から避難所生活を送るまでの困難やニーズが明らかにされた。これらを合わせて発災時、障害があることによる困難やニーズについて考察を試みる。1つ目の質問「震災後、子どもが日常生活を送っていく上で不足した物資」に対し、<充電機器・電源>のカテゴリーに注目した。食料や飲料、日用品といった物資は障害のあるなしに関係なく、今回平成28年熊本地震にて被災したすべての人が不足した物資である。電源の確保の必要性については、東日本大震災の際に、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な障害児・者への動向として注目された(たとえば、佐藤,2012)。しかし、聴覚障害がある人も同様に、人工内耳の充電のために電源を必要としている。また、<その他>の項目の

表6 被災時に障害のある人への支援体制について求めること

＜情報の発信方法の工夫＞（11）

- 情報が目で見てわかるようにしてほしい。声かけ筆談などしてほしい。
- 音だけの発信をやめてほしい。
- 聞こえない人を集めて、なるべく、情報が伝わるように工夫してほしいと思っています。

＜日頃からの障害理解・情報提供＞（9）

- 隠すつもりはないので、聴覚障害者がここにいることを役場で把握してもらいたい。
- 普段の避難訓練のときから障害がある人への対応を話し合い訓練する。
- 市役所が管理して支援の平等をしてほしいと思いました。
- 聴覚障害者は、見ためにほとんど耳が聞こえないとわかりづらく、感がいい人も多いので、まわりからは大丈夫と思われがちです。
- 居場所が少ないので増やしてほしい。

＜自力での移動が困難な者への支援＞（2）

- 本人が大きかったのでなんとか過ごせたが1人で自宅に置いて仕事に行くのには心配であった。昼間だけでも自宅に見に来ていただける形があったら（確認だけでも）と思う。

＜その他＞（8）

- 職員も皆被災しているので現場がまわらなくなるのは当然なので、他県から通訳者・介護者・保健師など協力体制を築いて不足しないように準備してほしい。
- 障害のある人が周りを気遣って障害があることを言えない空気がある気がする。
- 水が足りないのも食べ物に困るのも寝るのに困るのもはじめの数日間が問題です。トイレに1日で困ってしまいました。1週間くらいお風呂に入れませんでした。1番ありがたかったのはコンビニでした。パンを買えたときは感激しました。
- 困りはてストレスで結局壊れて危険な自宅へ戻るといった場合もあります。
- 今回の熊本地震で、前回の東日本大震災のときの経験が何も生かされなかったと耳にしました。

中で、災害時必要な物資として乾燥剤（補聴器専用）が挙げられた。聴覚障害児・者が乾燥剤を必要とする理由は、汗や湿気などで補聴器が壊れないようするためである。災害時は、情報の伝達が放送や人の声など、音のみに頼ることが多くなる。そうした情報を、健聴者とかわらず入手するためにも、電源の確保や乾燥剤（補聴器専用）のニーズは高いものになると考えられる。そしてこれらのニーズは、発災から元の落ち着いた生活を取り戻すまで継続してあり続ける、聴覚障害児・者のニーズであると考えられる。

災害時のニーズとしてもっとも高かったのは、＜情報の発信方法の工夫＞であった。避難所に行くまでにおいては、サイレンや町内放送が聞き取れず、今どういった状況なのか、どこに行けばよいのか聞こえず、また、避難所で生活する上でも周囲とコミュニケーションが取れない、支援物資などが届いても音声のみの連絡だと把握

できないなどの＜情報把握の困難＞が多くあった。過去に災害が起きた時にも、聴覚障害児・者の情報把握の困難さについては、災害時の障害者避難等に関する研究報告書（2014）内の全日本難聴者・中途失聴者団体連合会や全日本ろうあ連盟のレポートでも指摘されている。またこのような現状の中、WiFi メール機能やグーグルクラウドなどから構成される聴覚障害災害時要援護者支援情報システム（矢部・角田,2013）なども開発されている。そういったものの実際的な活用方法を考えていく必要がある。しかし、そのような機器はライフラインがとまらず電波がつながっていたら活用できるものである。平成28年熊本地震では、震度7を観測した地震は2回とも夜に起こり、ライフラインが止まった地域では明かりもない状態だった。加えて、著者自身の経験からも災害応急時は、非常に携帯電話もつながりにくい状態であった。保護者の挙げた発災時の困難さに、暗い場所

で手話が見にくく伝えたいことを伝えにくいというものが挙げられた。暗闇の中での情報伝達の問題については、災害時の障害者避難等に関する研究報告書（2014）などでも指摘されていない本研究で新たに得られた知見であり、今後早急に対応を検討すべき課題である。今後、災害の起きる時間や時期が影響して生じる障害による困難さも考慮し、支援内容を検討していくことも重要な視点であると考えられた。次に多く挙げられたニーズとしては、＜日頃からの障害理解・情報提供＞であった。聴覚障害と発達障害を併せ有する子どもをもつある保護者は、障害があることによりトラブル（敬遠）があるなどしてストレスをためていた。また逆に、障害のある子どもが健聴者や発達障害に理解がない人たちと同じ環境で生活することでパニックを起こし、パニックを起こすことで避難所の方に注意されるのではないかと不安を抱える保護者もいた。このような一般避難所での環境が、障害のある幼児児童生徒の＜暴言・暴力＞や＜不眠＞といった精神的・身体的な変化に影響を与えた1つの要因であることが考えられる。また、そうした障害によるトラブルを避けるため、車中泊を選ぶ家庭や障害に理解のある親戚や友人の家に避難する家庭が多かったのではないかということも推察される。

以上のようなことから、福祉避難所の必要性が改めて示唆されるとともに、障害のある人の支援体制について考えていくとき、障害のある人及びその家族の避難のしやすさやストレスなども考慮していく必要があることが示唆された。

一方、吉田（2014）は特別支援学校に通う子どもの場合は、家族の避難のしやすさや家族のストレスといった部分も考慮し、彼らについては社会福祉施設以上に、特別支援学校が福祉避難所としての機能を果たせるのではないかと指摘している。地方では特別支援学校が比較的交通の便の不自由な場所に立地しているという問題はあるが、特別支援学校を福祉避難所の一つとして加えることを検討する意義は十分にあるのではないかと考える。

また、保護者の「隠すつもりはないので、聴覚障害者がここにいることを役場で把握してもらいたい」という回答にもあるように、避難行動の支援のみならず、普段から障害のある人々を把握していくためにも、災害時要援護者名簿は活用されなければならないと考える。しかし、市区町村だけが把握するのみでは、避難所で生活す

る上で何らかの対応はできても、災害応急時に対応することは困難である。前述したように、災害応急時に暗闇で電子機器もつながらない状態の時、真に助けとなるのは隣り近所といった地域の人々であろう。そうした意味でも、日頃からの‘周囲に住む人々’の障害理解は必要であるし、それは障害のある子どもとその家族の存在を知ってもらうだけではなく、平常時の普段から交流する機会をもつ必要があると考える。そうした双方向的なコミュニケーション、普段からの地域のコミュニケーションが発災時の一助となるのではないだろうか。

## V. まとめと今後の課題

本研究は、質問紙調査から平成28年熊本地震における聴覚障害のある幼児児童生徒とその家族の避難の実態と福祉避難所および災害時要援護者名簿の周知の実態、また災害時の困難やニーズを調査した。その結果、福祉避難所や災害時要援護者名簿の災害時の実質的機能の問題とその周知の実態としては、聴覚障害児・者およびその家族にとって深刻な状態にあることが明らかとなった。また、災害時のニーズとしては、暗闇の中での情報伝達の方法を早急に検討する必要性が示唆されたとともに、情報把握の困難さや周囲とのコミュニケーションの問題など、東日本大震災やそれ以前の阪神・淡路大震災時から継続して指摘されていた課題が挙げられていた。過去の震災の経験を生かした障害児・者の避難や避難所生活における対策の運用には、さらなる周知や対策の具体化が求められる。そして、このような課題を周知することは、障害のある人々にとっては、日頃からの防災意識を高めることになり、障害のない人々にとっては新たな側面の障害理解につながるものであると考えられる。障害の有無にかかわらずすべての人々が、震災時の現状や課題を認識することが大切であり、そのための対応や取組が各自治体に求められる。

なお、本研究の調査に協力が得られたのは、熊本県内の聴覚障害のある幼児児童生徒をもつ家庭という一部の人々であり、本調査結果をすべての障害種について一般化して述べることは難しい。また、本調査での回答者は保護者を対象としたため、聴覚障害のある本人が持つ災害時の困難やニーズと必ずしも同一であるとは言えない。さらなる追加調査と、また他の障害種において災害時どのような困難やニーズを抱えているのかを把握し、総合的に検討していくことが今後の課題である。

## 謝 辞

本研究にご協力いただいた保護者及び学校関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

## 文 献

荒堀浩文(1997) 阪神・淡路大震災の教師の対応と子どもたちの心のケアの問題,教育心理学年報,36,165-174.

有賀絵里(2007) 災害弱者の避難方法と課題,茨城大学地域総合研究所年報,No.40,pp77-85.

川内規会(2011) 震災時における聴覚障害者の情報授受の課題ー人と人との関わりとコミュニケーションの視点からー. 青森保健大雑誌 12,11ー19.

菊池哲平(2016) 知的障害・発達障害のある児童生徒にもたらされた熊本地震の影響,実践障害児教育.

熊本県(2013) 避難所運営マニュアル作成モデル.

熊本県(2013) 避難所の運営ガイドライン.

熊本日日新聞社(2016) 熊本日日新聞特別縮刷版平成28年熊本地震1ヶ月の記録.

佐藤浩子(2012) 医療的ケアを必要とする障害児・者の実態把握の必要性ー東日本大震災における首都圏の事例からー. 立命館大学大学院先端総合学術研究科『Core Ethics』,Vol8,183ー194.

消防庁(2013) 総務省報道資料「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」.

全国社会福祉協議会 障害者関係団体連絡協議会 災害時の障害者避難等に関する研究委員会(2014) 災害時の障害者避難等に関する研究報告書.

細田重憲(2013) 東日本大震災津波における福祉避難所の状況と課題についての調査研究報告書,岩手県立大学地域政策研究センター,平成24年度地域協働研究

松崎博文(2012) 東日本大震災にともなって生じた福島県内における特別支援教育のニーズ調査と子ども・教師・保護者支援. 福島大学研究年報別冊.

矢部多加夫・角田晃一(2013) 聴覚障害災害時要援護者支援情報システム. Audiology Japan,Vol56,375ー376.

吉田直美(2014) 災害時要援護者と福祉避難所の一考察. 日本福祉大学経済論集,第47・48合併号,pp25-44.

読売新聞社(2016) 読売新聞特別縮刷版熊本地震.

内閣府(2016) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン  
熊本県教育委員会(2016) 避難所となった学校における施設面の課題等について.

内閣府(2005) 災害時要援護者の避難支援ガイドライン(2006改訂版).

文部科学省(2016) 熊本県熊本地方を震源とする地震による被害情報(第33報).

NHK「福祉ネットワーク」取材班(2011) 東日本大震災における障害者の死亡率. ノーマライゼーション 障害者の福祉 31(11),61ー63.

熊本県熊本市老人福祉施設協議会熊本市社会福祉協議会(2013) 福祉避難所の設置運営マニュアル.

熊本県教育委員会(2017) 平成28年熊本地震の記録ー特別支援学校の対応と教訓ー.